附　則

1・2　（略）

（福祉人材確保対策官の職務の特例）

2の2　福祉人材確保対策官は、第六十一条第五項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。

3～8　（略）

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

9　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

10　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11　地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、第七百十条の二の四各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所石垣出張所	石垣市浜崎町
那覇検疫所石垣空港出張所	石垣市字白保
那覇検疫所金武・中城出張所	うるま市与那城平安座坂原

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十五号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～四　（略）	（認定） **第二条**　退所者は、退所者給与金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出し、その受給資格及び退所者給与金の額について、認定を受けなければならない。 一～四　（略）

附　則

1・2　（略）

（福祉人材確保対策官の職務の特例）

2の2　福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。

3～8　（略）

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

9　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

10　地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11　地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務（年金調整課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

別表第二（二）　出張所（第百十八条関係）

名称	位置
（略）	（略）
那覇検疫所石垣出張所	石垣市浜崎町
（新設）	（新設）
那覇検疫所金武・中城出張所	うるま市与那城平安座坂原